

ひょうご 子ども・子育て 未来プラン

2025(令和7)～2029(令和11)年度



兵庫県

目次

序 章 計画の改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の推進	3
(1) 各主体の役割	3
(2) 県の推進方法	4
第1章 前プランの推進状況	5
1 兵庫県の子ども・子育て環境をめぐる状況	5
(1) 出生数・出生率の推移	5
(2) 婚姻の状況	7
(3) 出産・子育てをめぐる状況	10
(4) 若年女性人口の推移	13
(5) 若者の雇用と経済的基盤の安定	14
(6) 教育・保育の状況	16
(7) 男女ともに子育てと両立できる就業環境の整備	19
(8) 子どもの安全安心	23
(9) 子どもの貧困	24
(10) 特別な支援が必要な子どもや家庭	26
2 前プランの達成状況	30
(1) 数値目標の達成状況	30
(2) 計画の取組状況	33
(3) 関連事業数・予算の推移	37
3 これまでの兵庫県と国の取組	38
(1) 兵庫県の取組	38
(2) 国の取組	41
第2章 基本理念と目標	42
第3章 推進方策	44
I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築	45
1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援	45
2 ライフデザイン構築への支援	46
3 子どもの学びを支える環境の充実	47
II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援	48
1 出会い・結婚支援	48
2 不妊に悩む方への支援	49
3 安心して妊娠・出産できる環境づくり	50
4 産前・産後における切れ目のない支援	51

序 章 | 計画の改定にあたって

1 計画改訂の趣旨

県では少子対策を総合的に推進するため、1997(平成9)年度の「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」を策定以降、子ども・子育てをめぐる状況の変化や、国の制度改正を反映させながら、5年ごとに計画を策定し、出生数の目標や目指す社会増などを掲げて取り組んできました。

2019(令和元)年度には、子ども・子育て支援法の改正、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020(令和2)～2024(令和6)年)」を策定し、「安心して子育てできる兵庫の実現」という基本理念のもと、6つの推進方策に基づき、数値目標の達成や待機児童の解消を目指して、多岐にわたる施策を実施してきました。

しかしながら、本県の出生数は2023(令和5)年に3.3万人を割り込み、合計特殊出生率も2016(平成28)年の1.49をピークに低下を続けており、待機児童についても解消に至っておらず、仕事と子育ての両立の難しさ、児童虐待や子どもの貧困等も引き続き課題となっているなど、子ども・子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いています。

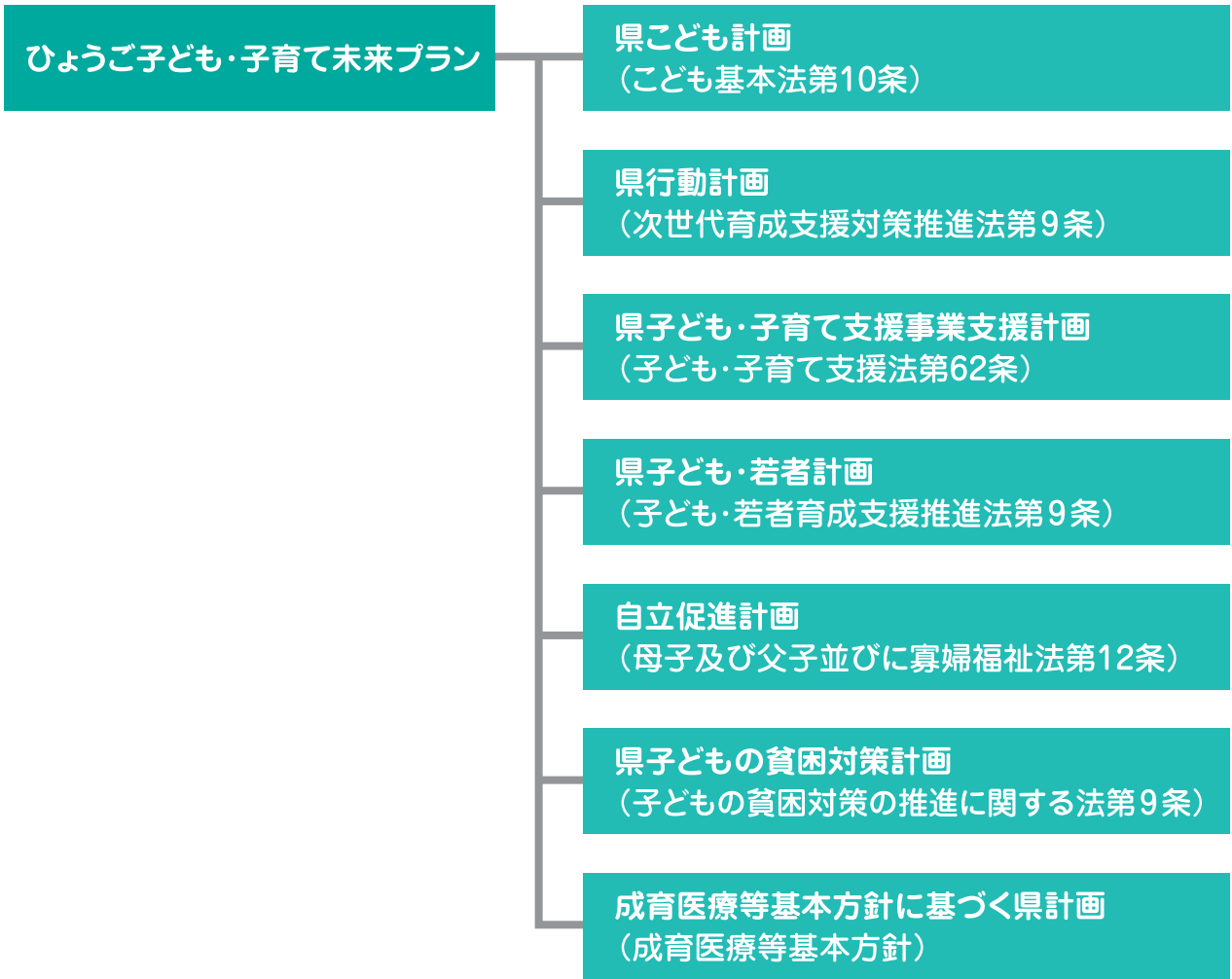
国においては、2023(令和5)年4月にこども施策を社会全体で総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、あわせて、こども施策の司令塔となる新たな行政機関として、「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」が定められ、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」とあわせて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が図られています。

このような状況を踏まえ、「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2025(令和7)～2029(令和11)年度)」は、少子化の流れに一定の歯止めをかけ、若者が結婚や妊娠・出産、子育て等に希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが健やかに育つ社会を目指して策定しました。このプランに基づき、本県における今後の子ども・子育てにおける中期的な方向性を示し、国・県・市町はもとより、県民や関係機関、事業者の協働による推進を図ることを目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として一体的に策定する少子対策・子育て支援等に関する基本計画です。

また、関連性の高い次の計画としても位置づけ、少子対策・子育て支援等に関する取組を総合的かつ体系的に推進していきます。



3 計画期間

本計画の期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間です。

4 計画の推進

(1) 各主体の役割

本計画を着実に進めるためには、行政はもとより、県民、教育・保育施設や学校、事業主などの主体が協働しながらそれぞれの役割を果たすことが求められます。

①県

国及び市町との連携を図りつつ、子ども・子育て支援の実施主体である市町の取組を支援するとともに、あらゆる家庭や子ども及び若者等を対象に、地域の実情に応じた、少子対策・子育て支援に関する多様かつ総合的な支援を実施。

②市町

就学前の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の実施主体として、幼児教育や保育の質及び量を確保し、関係者と連携しながら、地域の実情に応じた取組を実施。

③県民

子どもをひとりの人間として尊重し、子どもの最善の利益を図りながら、自立した個人としての成長を支えるとともに、子どもや子育て当事者を応援する意識を持つことが重要。

④教育・保育施設

子どもの健やかな育ちを実現するため、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、質の高い教育・保育を安定的に提供。

⑤学校

保護者、地域社会と連携し、地域における子ども・子育て支援の拠点の一つとして、子どもの健やかな成長を支援。

⑥事業主

働く人々が職業生活と家庭生活の充実が図られるよう、職場における長時間労働の是正や、多様な働き方の導入等、職場環境の改善と働き方改革を推進。

(2) 県の推進方法

① 毎年度の行動プログラムの策定・公表

本計画に基づく取組を計画的に推進するため、毎年度の行動プログラム（実施計画）を策定し、具体的施策に取り組むとともに、県民にわかりやすい情報を発信します。

② 「兵庫県子ども・子育て会議」による取組の評価・検証

「兵庫県子ども・子育て会議」において、数値目標・指標の進捗状況等に基づき本計画の推進状況を審議し、PDCAサイクルにより継続的な評価・検証を実施します。また、その評価・検証を踏まえ EBPMの考えの下、施策や制度を改善しながら推進します。

③ 「県・市町子ども・子育て支援協働会議」の開催

県・市町の子ども・子育て支援事業関係者が一堂に会する、「県・市町子ども・子育て協働会議」を開催し、それぞれの取組状況の報告、先進事例の共有や意見交換等を通じて相互の連携を図り、県・市町が協働して少子対策・子育て支援を推進します。